

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第46号
令和5年5月17日
警察庁交通局交通規制課長

「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う対応に係る細目的事項について(通達)

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号。以下「改正令」という。)等の施行に当たり、改正令等の内容及び留意事項については、「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う対応について(通達)(令和5年5月17日付け警察庁丙規発第18号)をもって通達されたところであるが、その細目的事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、下記に掲げる事項のほか、緊急通行車両等の確認に係る事務の詳細については、別途通知する。

記

1 事前確認の対象及び事前届出済証の取扱い

改正令により、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者(以下「指定行政機関等」という。)の車両については、災害発生より前においても災害対策基本法施行令(昭和37年政令第28号。以下「災対法施行令」という。)に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることとされた。当該災害発生より前における緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、指定行政機関等が直接保有するものに加え、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体から指定行政機関等が調達する車両を含むものとする。

なお、これは大規模災害に伴う交通規制実施要領(令和3年11月15日付け警察庁丙規発第25号ほかの別添。以下「実施要領」という。)に基づき運用されている緊急通行車両の確認に係る事前届出を行うことができることとされる車両の範囲と一致することとなる。

この点、既に実施要領に基づき交付を行っている緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)については、改正令の施行後においても引き続き有

効として取り扱うことから、届出済証の交付を受けた者については、新制度の下での事前の確認を受ける必要は必ずしもないものの、災害発生時における迅速かつ円滑な災害応急対策に資するため、改正令の施行後は、可能な限り事前に緊急通行車両に係る確認の申出を行い、標章及び証明書（以下「標章等」という。）の交付を受けるよう周知を図ること。その際、例えば、既に実施要領に基づく事前届出時に提出された書類は、再度の提出を不要とするなど、申出者に過度な負担を強いることがないよう配慮すること。

なお、改正令の施行までの間においては、実施要領に基づき緊急通行車両に係る事前届出を受理したときは、従前どおり届出済証を新規に交付することが可能であるところ、施行後は、新規の届出済証の交付は行わないこと。

2 添付書類を省略することができる場合の取扱い

原則として、災対法施行令等に基づく確認に係る申出書には、自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第3条の軽自動車の使用者が同法第97条の3第1項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し及び当該車両を使用して行う災害応急対策の内容が記載された書類等の災害応急対策を実施するために使用される車両であることを確かめるに足る書類等を添付させることとされている。

他方で、やむを得ない事由があるときは、この限りではないとされているところ、例えば、災害発生時に指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、自動車検査証等は確認ができるものの、これらの写しの用意がない場合や、指定行政機関等からの要請書等によって急きよの要請を受けた事実は確認ができるものの、確認対象の車両が災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足る書類を用意することができない場合等は、これらの事由に当たるものと考えられる。

なお、災害発生より前における緊急通行車両であることの確認を行う場合は、やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合は通常は想定されないことに留意すること。

やむを得ない事由により、添付書類を省略した場合は、証明書の備考欄にその旨を記載すること。

3 災対法施行令以外の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

上記1及び2の取扱いについては、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）の規定に基づく確認、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）の規定により読み替えて適用される災対法施行令の規定に基づく確認及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）の規定により災対法施行令の規定の例による確認を行う場合においても同様である。

なお、単一の車両に対し、災対法施行令に加え、他の法令に基づく確認を行う場合については、標章はそれぞれを兼ねたものとして単一の標章を交付することができるものとする。